

原告団ニュース

2022年9月5日 第9号
女川原発再稼働差止訴訟原告団
電話：090-7932-4291（日野）
Fax：050-7554-1968
saikadouno@gmail.com

女川原発再稼働差止訴訟 第4回口頭弁論 9月21日（水）11時～仙台地裁

10時～事前集会（裁判所前公園集合）／12時～13時 報告集会（仙台弁護士会館4階）

第4回口頭弁論期日に向けて（女川原発差止訴訟弁護団 弁護士 松浦健太郎）
被告の最終準備書面は避難計画の実効性欠如について正面から反論するものではない！

前回の第3回口頭弁論期日において、被告は、これまでの原告側の主張に対する反論の準備書面を提出するとし、8月9日に最終準備書面が提出されました。

この準備書面の内容としては、以前提出されていた答弁書と内容であり、原告らが主張している避難計画の実効性が欠如しているとして様々な懸念事項を指摘していることに対して、正面から反論するものではありませんでした。

被告最終準備書面の内容は概ね以下の点に触れられていますが、
●女川原発2号機は、安全確保対策によって安全性が十分確認されており、放射性物質を異常に放出するような事故が発生する具体的危険は認められないし、これについての原告の主張がない。

●避難計画を含む女川地域の緊急時対応は、女川地域原子力防災協議会において、その内容が具体的かつ合理的なものになっていることが確認されている。
●避難計画は見直しを行うべきものであるから、これに何らかの改善点があるとしても、それによって直ちに避難計画に実効性がないとはいえない。
●事故が発生した場合でも、

緊急時モニタリングによる測定結果から対象地区を特定して段階的に一時移転等を実施し、かつ避難計画の周知が図られてお

第4回口頭弁論期日での進行予定

被告の最終準備書面に対しては、原告側としては、直ちに再反論をする予定でいます。そして、第4回口頭弁論期日においては、被告が避難計画の実効性欠如について正面から反論してこなかったことから、被告が、原告が提出した第10準備書面（情報公開請求に対する回答結果を踏まえた、検査場所についての検討が不十分とする追加主張等）や第11準備書面（上岡意見書に基づく、検査場所についての検討が不十分とする追加主張等）、及び第12準備書面（被告最終準備書面に対する反論）に対する反論を行わない場合、あるいは裁判所が原告・被告に釈明を求めない場合には、直ちに結審を求めるとなっています。

結審を求めるとなっています。同日が最後の期日となるので、締めとして、原伸雄原告団長による最終意見陳述を行う予定です。この原代表の意見陳述によつて、これまでの法廷闘争及び法廷外の活動によつて、避難計画の実効性欠如がいかにして

り、住民の大多数が一斉避難することによって極端な交通渋滞が発生するなどということは考え難い。

明らかとなり、原告らが杜撰な避難計画によつてどのような不安、心配を抱くこととなったのかを、裁判官に再度認識してもらおうと考えています。

第4回口頭弁論 正にこころが天王山！

〓 女川原発の再稼働は容認しない 〓

昨年来の本法廷において、原告らは「避難計画の実効性についての審理」を期待して、本計画が全く実効性に欠けることを、あらゆる角度から論証してきました。残念ながら、被告は「女川原発2号機では事故は起こらない。事故が起きるといふなら原告らがそれを立証すべき」と主張するだけで、議論が全くかみ合わないまま推移してきました。

そうした中で、被告の答弁書で「検査場所に東北電力社員600人を派遣する」と表明したので、その内容を明らかにするよう原告らは求釈明をしましたが、被告は回答を拒否しました。被告の最終準備書面では、当初

多くの傍聴を！

このように、第4回口頭弁論期日は、本訴訟の最後の口頭弁論期日となる可能性があり、原伸雄原告団長による意見陳述書もありません。裁判官に、原告らだけでなく、多くの石巻内外の市民が女川原発の再稼働に不安を覚え、本訴訟に注目しているかと印象づける必要があり、多くの方の傍聴をお願したいと思います。

原告らは、裁判所の出方を注目し、実効性に欠けることの論証など新たに3つの準備書面（第10・11・12準備書面）と共に、進行についての意見書を提出しました。原発の再稼働には、避難計画は要の施策であり、住民としてはこれの万全でなければならぬことは当然です。

（原告団 団長 原伸雄）

わたしが原告になった訳：木村正幸（山下町一丁目6-5-102）

様々な団体が、一つになって訴訟を起こす！

～避難計画は、事故は起きると想定して立てなければならない～

《核と人類は共存できない》

反原発の運動に参加するようになったきっかけは、もう50年以上前のことになりましたが、女川に原発が作られそうだという話を聞いてからです。

女川原発反対三町期成同盟会の反対集会などに参加し、女川町の阿部宗悦さんにはいろいろ教えて頂きました。ここ20年は「さようなら原発石巻実行委員会」で日下郁郎さんと知り合い多くのことを学ばせて頂きました。この中で感じたことは、特に小出裕章さんの講演会に何度か参加し小出裕章さんが強く訴えた「核と人類は共存できない」ということでした。

今回の女川原発差止め訴訟については、これまで、石巻市内で様々な団体がそれぞれ独自の反原発の運動を展開してきましたが、それが一つになって訴訟を起こすという点に大きな特徴点があると思います。

「原発再稼働に反対」という世論が多くても、運動の中にはなかなか見えにくいところがあり、運動の裾野を広げるためにという思いで、私は原告団に入りました。この原告団の構成が今後の石巻地域における脱原発運動の中心になれるよう頑張っていくつもりです。

宮城県知事と石巻市長を相手取った「仮処分裁判」から今回の

東北電力を相手取った「再稼働差止訴訟」を通して感じていることは、真剣に住民の生命と安全を考えているとは到底思えないことです。

この50年間に世界では1979年にアメリカのスリ1マイル島原発、1986年のチェルノブイリ原発、2011年の福島第一原発と大きな事故が発生しています。それぞれ事故のあり方は違いますが、事故が起きたら一番の被害者は住民なのです。

《相変わらず原発の安全神話にしがみついている東北電力》

上岡直見さんの意見書の通り「事故は起きると想定して避難計画は立てなければならぬ」という観点に現行の避難計画はなっていないと言わざるを得ません。上岡さんは、さらに現行の避難計画は計画以前の問題と指摘しています。安全確保対策は充分だとする東北電力は、「事故が起こる原因の立証」を原告ら（住民側）に求めおり、相変わらず原発の安全神話に今なお、しがみついていることに滑稽すら感じてしまいます。

政府はエネルギー政策の見直しを図るとし、既に新規基準の審査に合格している原発の再稼働を進めると打ち出しました。しかしこれについても審査

に合格したらそれで進めるといふのは無理な話です。「何のための第五層（原子力防災計画）があるのか！」と言いたくなる情報開示などで明らかかなように政府・内閣府は検証もせずにお墨付きを与えているだけです。原発の耐用年数の延長も述べていますが、トイレ無きマンションと言われる原発は、廃炉になっても何百年と監視しなければなりません。

この裁判では、原発を動かすのでなければ、「実効性ある避難計画なくして稼働はしてはいけない」という住民の立場に立つた判決を勝ち取って行きたいという思いを、日々強く持ち続けたいところなんです。

村井さん！ 避難計画の変更、国のお墨付きはいらないの？

デジタル・ディバイドで、避難出来ない！

村井宮城県知事は、8月10日、石巻市内での「DX」に関する講演会で、「避難所受付ステーション」の廃止を含め、避難手順の見直しを進めていることを明示した。

8月12日付けの「河北新報」及び「石巻かほく」によると、『開発中の「デジタル身分 証明アプリ」を使い、事故発生時、アプリのプッシュ通知で避難所を自動的に指定し、受付STを経由せずに直接向かってもらう。UPZの住民は「避難退域時検査場」を経由する。アプリにはマイナンバーカードから氏名、住所、生年月日、性別の各情報を読み取って保存しておく。避難所に着いたら掲示してあるQRコードをアプリで読み取って受け付けし、避難者情報を登録、県のサーバーに集積。スマホやマイナンバーカードを持っていない人らには指定せず、いずれかの避難所に行き、掲示してあるQRコードを紙に印刷し渡す。避難訓練で事前に渡すことも検討する。』というもの。

村井知事は2月の原発防災訓練実施後の記者会見で「涌谷スタジアム(避難退域時検査場所)は混み合っていた。スムーズに安全な場所へ誘導することは重要だ」と強調していたのに、いつのまにか「避難受付ステーション」廃止に変わっている。我々の訴訟では「避難退域時検査場所」を問題にしているのにこれでは解決にならない。マイナンバーカードが普及しないのは、旧統一教会＝勝共連合のようなカルト集団と一体の政府を信頼できないからだ。登録したらどう使われるか不安だからだ。

岸田政権は女川原発をはじめ規制委員会の審査に合格した原発7機を来年夏以降に再稼働させるという。そうさせないためにも、この訴訟に勝利して再稼働を止めることだ。差し止めに勝ち取ろう。

また、最近のウクライナ情勢から戦争時の原発の問題が浮き上がってきている。

そこで小泉元首相の一句「原発は自国へ向けた核兵器」

原発ゼロしかない。

(中山)

※DX(デジタルトランスフォーメーション):デジタル技術を浸透させることで人々の生活をより良いものへと変革すること。

裁判支援カンパのお願い

【郵便振替口座】Q2250-6=118564
口座名義：門間 弘
※通信欄へ「再稼働差止訴訟カンパ」とご記入ください！